

2025 年 11 月 18 日 オリックス株式会社 (コード番号: 8591)

オリックス株式会社の子会社(OFI・01株式会社)による株式会社アイネットに対する 公開買付けの結果について

オリックス株式会社(本社:東京都港区、社長:髙橋 英丈、以下「オリックス」)は、子会社である OFI・01 株式会社(本社:東京都港区、代表取締役:三宅 誠一、以下「公開買付者」)による株式会社 アイネット(本社:神奈川県横浜市、社長:佐伯 友道、以下「アイネット」)が発行する普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」)※1を2025年10月3日より実施していましたが、本公開買付けが2025年11月17日をもって終了しましたので、お知らせします。

本公開買付けの結果、応募株式の総数(12,907,969 株)が買付け予定数の下限(10,171,800 株)以上となりましたので、公開買付者は全応募株式を買付けます。また、本公開買付けが成立したことを受け、スクイーズアウト手続き**2として、アイネットの株主を公開買付者のみとするための株式併合を実施します。これにより、アイネットは、公開買付者の完全子会社化となるため、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となります。また、上場廃止後は、アイネット株式を、同取引所プライム市場において取引することはできません。なお、すべての手続きの完了は、2026 年 3 月上旬を予定しています。

オリックスは、国内の事業投資において IT・情報サービス領域を注力分野の一つに据えています。今後は、アイネットが有するデータセンター・クラウド・DX 領域や宇宙関連事業などの豊富な知見と、オリックスグループの事業ノウハウや事業基盤、取引ネットワークを融合することで、同社の企業価値のさらなる向上を支援してまいります。

なお、公開買付け結果の詳細については、別紙の OFI・01 株式会社による本日付「株式会社アイネット株式 (証券コード:9600) に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご覧ください。

※1 <u>2025 年 10 月 2 日付リリース: オリックス株式会社の子会社 (OFI・01 株式会社) による株式会社アイネットに対する公開買付け</u> の開始について

※2 アイネットを公開買付者の完全子会社化および非公開化することを目的とした一連の手続き。

以上

<株主・投資家からのお問い合わせ先>
オリックス株式会社 IR・サステナビリティ推進部 TEL: 03-3435-3121
<報道関係者からのお問い合わせ先>
オリックス株式会社 グループ広報・渉外部 TEL: 03-3435-3167

各 位

会社名0FI・01 株式会社代表者名代表取締役三宅誠一

株式会社アイネット株式(証券コード:9600) に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

0FI・01株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2025年10月2日、株式会社アイネット(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場、証券コード:9600、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定し、2025年10月3日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2025年11月17日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- I. 本公開買付けの結果について
- 1. 買付け等の概要
- (1)公開買付者の名称及び所在地 0FI・01株式会社 東京都港区浜松町二丁目4番1号
- (2)対象者の名称 株式会社アイネット
- (3) 買付け等を行う株券等の種類 普通株式
- (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
15, 257, 622株	10, 171, 800株	— (株)

(注1)本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(10,171,800株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(10,171,800株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限(10,171,800株)は、対象者が2025年7月31日に公表した「2026年3月期 第1四半期決算短信[日本基準](連結)」(以下「対象者第1四半期決算短信」といいます。)に記載された2025年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(15,475,524株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(217,902株)を控除した株式数(15,257,622株)に係る議決権の数(152,576個)に3分の2を乗じた数(101,718個(小数点以下切上げ))に、対象者の単元株式数である100株を乗じた株式数(10,171,800株)となっております。

- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定していないため、買付予定数は本公開買付けにおいて 公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である対象者第1四半期決算短信に記載された2025年6 月30日現在の対象者の発行済株式総数(15,475,524株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数 (217,902株)を控除した株式数(15,257,622株)を記載しております。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025年10月3日(金曜日)から2025年11月17日(月曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性 該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、2,530円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(10,171,800株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(12,907,969株)が買付予定数の下限(10,171,800株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。) 第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第30条の2に規定する方法により、2025年11月18日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数		
株券	12,907,969 (株)	12,907,969(株)		
新株予約権証券	_	_		
新株予約権付社債券	_	_		
株券等信託受益証券	_	_		
株券等預託証券	_	_		
合計	12, 907, 969	12, 907, 969		
(潜在株券等の数の合計)	(-)	(-)		

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の	一個	(買付け等前における株券等所有割合 -%)
所有株券等に係る議決権の数		
買付け等前における特別関係者の	一個	(買付け等前における株券等所有割合 -%)
所有株券等に係る議決権の数		
買付け等後における公開買付者の	129,079個	(買付け等後における株券等所有割合 84.60%)
所有株券等に係る議決権の数		
買付け等後における特別関係者の	一個	(買付け等後における株券等所有割合 -%)
所有株券等に係る議決権の数		
対象者の総株主等の議決権の数	151,751個	

- (注1)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2025年11月10日に提出した第55期半期報告書に記載の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が2025年10月31日に公表した「2026年3月期第2四半期(中間期)決算短信[日本基準](連結)」に記載された2025年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(15,475,524株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(217,932株)を控除した数(15,257,592株)に係る議決権の数(152,575個)を分母として計算しております(小数点以下第三位を四捨五入)。
- (5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算 該当事項はありません。
- (6) 決済の方法
- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地 株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号
- ② 決済の開始日2025年11月25日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等口座へお支払いします。

3. 本公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に記載の内容から変更はありません。なお、対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されていますが、公開買付者は、対象者株式のすべて(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得し、対象者を完全子会社化及び非公開化することを目的とした一連の手続を実施することを予定しておりますので、かかる手続が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者株式が上場廃止となった後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。 今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所 0FI・01株式会社 (東京都港区浜松町二丁目4番1号)

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社東京証券取引所

以上

【勧誘規制】

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース(もしくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下同じとします。) 第13条(e) 項又は第14条(d) 項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリース及び本プレスリリースの参照書類の中に含まれ又は言及されている全ての財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張しうる権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始できない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。 本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者及びその関連者、公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関連者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)規則14e-5(b)により許容される範囲で対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。その場合、市場取引によって市場価格で売買される場合や、市場外の交渉で決まった価格で売買される場合があります。そのような買付け等は市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト(又はその他の開示方法)においても開示が行われます。

【将来に関する記述】

本プレスリリース及び本プレスリリースの参照書類中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of

1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934) 第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを保証するものではありません。本プレスリリース及び本プレスリリースの参照書類中の「将来に関する記述」は、本プレスリリース提出日時点で公開買付者及び対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。